

第141期 中間決算公告

平成22年12月24日

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 野中隆史

中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	421,578	預 金	2,402,041
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	18,352	譲 渡 性 預 金	750,210
買 入 金 銭 債 権	158,528	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	581,227
特 定 取 引 資 産	79,835	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	367,737
有 価 証 券	1,875,455	特 定 取 引 負 債	80,832
貸 出 金	3,329,536	借 用 金	546,000
外 国 為 替	155	外 国 為 替	0
そ の 他 資 産	174,734	社 債	118,700
有 形 固 定 資 産	33,789	信 託 勘 定 借	894,625
無 形 固 定 資 産	28,073	そ の 他 負 債	33,986
繰 延 税 金 資 産	19,054	賞 与 引 当 金	2,425
支 払 承 諾 見 返	40,960	退 職 給 付 引 当 金	481
貸 倒 引 当 金	△ 23,870	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	250
		偶 発 損 失 引 当 金	13,086
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,207
		繰 延 税 金 負 債	0
		支 払 承 諾	40,960
		負 債 の 部 合 計	5,833,773
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	247,303
		資 本 剰 余 金	15,445
		利 益 剰 余 金	37,713
		自 己 株 式	△ 138
		株 主 資 本 合 計	300,324
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,617
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 4,048
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2,382
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	20,186
		新 株 予 約 権	385
		少 数 株 主 持 分	1,515
		純 資 産 の 部 合 計	322,411
資 産 の 部 合 計	6,156,184	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,156,184

中間連結損益計算書

平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		103,545
信託報酬	23,806	
資金運用収益	31,110	
(うち貸出金利息)	(24,155)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,344)	
役員取引等収益	30,289	
特定取引収益	1,612	
その他業務収益	8,396	
その他経常収益	8,331	
経常費用		87,589
資金調達費用	10,819	
(うち預金利息)	(4,006)	
役員取引等費用	7,727	
特定取引費用	175	
その他業務費用	732	
営業経費	56,112	
その他経常費用	12,022	
経常利益		15,955
特別利益		596
特別損失		193
税金等調整前中間純利益		16,358
法人税、住民税及び事業税	437	
法人税等調整額	3,674	
法人税等合計		4,112
少数株主損益調整前中間純利益		12,245
少数株主利益		126
中間純利益		12,119

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 11社
主要な会社名
みずほトラスト保証株式会社
みずほトラストファイナンス株式会社
みずほ信不動産販売株式会社
Mizuho Trust & Banking Co. (USA)
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 2社
日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社
日本株主データサービス株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等は次のとおりであります。
6月末日 5社
9月末日 6社
- (2) 上記の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日等の中間財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っておりません。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

- (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人の形態によっております。）3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。
特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は22,141百万円、負債総額（単純合算）は22,141百万円であります。
なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。
- (2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等
主な取引の当中間連結会計期間末残高
貸出金 19,688百万円
信用枠及び流動性枠 10,345百万円
主な損益
貸出金利息 88百万円

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法（ただし、建物附属設備については定率法）、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年 ～ 50年
その他	2年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,137百万円であります。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年～14年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

国内の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当社の偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当社の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,955百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は3,684百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する事項

(金融商品に関する会計基準)

前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は684百万円増加、有価証券は219百万円増加、繰延税金資産は366百万円減少、貸倒引当金は40百万円減少、その他有価証券評価差額金は536百万円増加し、税金等調整前中間純利益は4百万円減少しております。

(持分法に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより税金等調整前中間純利益が114百万円減少しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結される子会社及び子法人等の株式を除く) 1,829百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,722百万円、延滞債権額は34,888百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は673百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,920百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,205百万円あります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、646百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,339,673百万円
貸出金	435,586百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,174百万円
コールマネー及び売渡手形	130,000百万円
債券貸借取引受入担保金	367,737百万円
借入金	526,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券155,575百万円を差し入れております。
関連法人等の借入金等の担保として提供している資産はありません。
また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,525百万円、保証金は9,783百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,025,208百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが887,624百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 35,842 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
11. 社債は全額劣後特約付社債であります。
12. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 887,832 百万円、貸付信託 14,967 百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 24円40銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は16.88%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 3,371 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 141 百万円、貸出金償却 1,408 百万円及び株式等償却 3,837 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、償却債権取立益 560 百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、固定資産処分損 84 百万円及び資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額 106 百万円を含んでおります。
5. 1株当たり中間純利益金額 2円41銭
6. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 1円53銭

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 (* 1)	421,491	421,491	-
(2) コールローン及び買入手形 (* 1)	18,347	18,347	-
(3) 買入金銭債権 (* 1)	158,164	155,816	△2,347
(4) 特定取引資産 売買目的有価証券	382	382	-
(5) 有価証券 その他有価証券	1,852,523	1,852,523	-
(6) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	3,329,536 △23,031		
	3,306,505	3,345,662	39,156
資産計	5,757,415	5,794,224	36,808
(1) 預金	2,402,041	2,402,704	663
(2) 譲渡性預金	750,210	750,210	-
(3) コールマネー及び売渡手形	581,227	581,227	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	367,737	367,737	-
(5) 借入金	546,000	547,504	1,504
(6) 社債	118,700	124,401	5,701
(7) 信託勘定借	894,625	894,625	-
負債計	5,660,542	5,668,412	7,869
デリバティブ取引 (* 2) ヘッジ会計が適用されていないもの	3,038		
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,366)		
貸倒引当金 (* 1)	△4		
デリバティブ取引計	(1,332)	(1,332)	-

(* 1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額等（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）によっております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。私募債は、発行体の信用力を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。但し、変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少ないため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載してあります。

(6) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間による区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を基礎に信用リスク等を考慮して時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 譲渡性預金、(3) コールマネー及び売渡手形、及び、(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金の時価は、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(7) 信託勘定借

当社の信託勘定借は、当社が受託した信託金を当社の銀行勘定で運用する取引によるものであり、その性質は、要求払預金に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	16,819
② 組合出資金(*2)	6,112
合計	22,932

(*1) 非上場の株式（外国株式及び関係会社株式を含む）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。当中間連結会計期間における減損処理額は、50百万円であります。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成22年9月30日現在）

(単位：百万円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	130,123	87,700	42,422
	債券	1,049,323	1,037,486	11,836
	国債	1,021,266	1,009,985	11,281
	地方債	3,495	3,414	81
	社債	24,561	24,087	473
	その他	436,511	428,560	7,950
	外国証券	362,537	356,170	6,367
	買入金銭債権	71,040	69,635	1,405
	その他	2,932	2,755	177
	小計	1,615,957	1,553,747	62,209
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	55,930	68,918	△12,988
	債券	128,084	128,329	△244
	国債	114,977	114,987	△10
	地方債	—	—	—
	社債	13,107	13,341	△234
	その他	163,644	177,419	△13,774
	外国証券	110,568	119,049	△8,480
	買入金銭債権	39,919	40,574	△654
	その他	13,156	17,796	△4,640
小計	347,659	374,667	△27,007	
合計	1,963,616	1,928,415	35,201	

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、3,767百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 88 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,586,000株
付与日	平成22年7月8日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき70円03銭

(注) 株式数に換算して記載しております。